

個別施策

第4章 施策4「ごみを減量・資源化します」



基本目標④
循環型社会

「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

ごみの発生抑制、資源の再使用、再生利用を積極的に進め、ごみの減量化が図られ、資源が循環するまちを目指します。

第1節 廃棄物の対策

1 現状と課題

(1) 現状

循環型社会とは

循環型社会とは、「廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」のことを言います。また、「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理の優先順位として「①発生抑制（Reduce）」「②再使用（Reuse）」「③再生利用（Recycle）」「④熱回収」を定め、やむを得ない場合には「⑤適正処分」することとしています（図 2-4-1 及び図 2-4-2）。

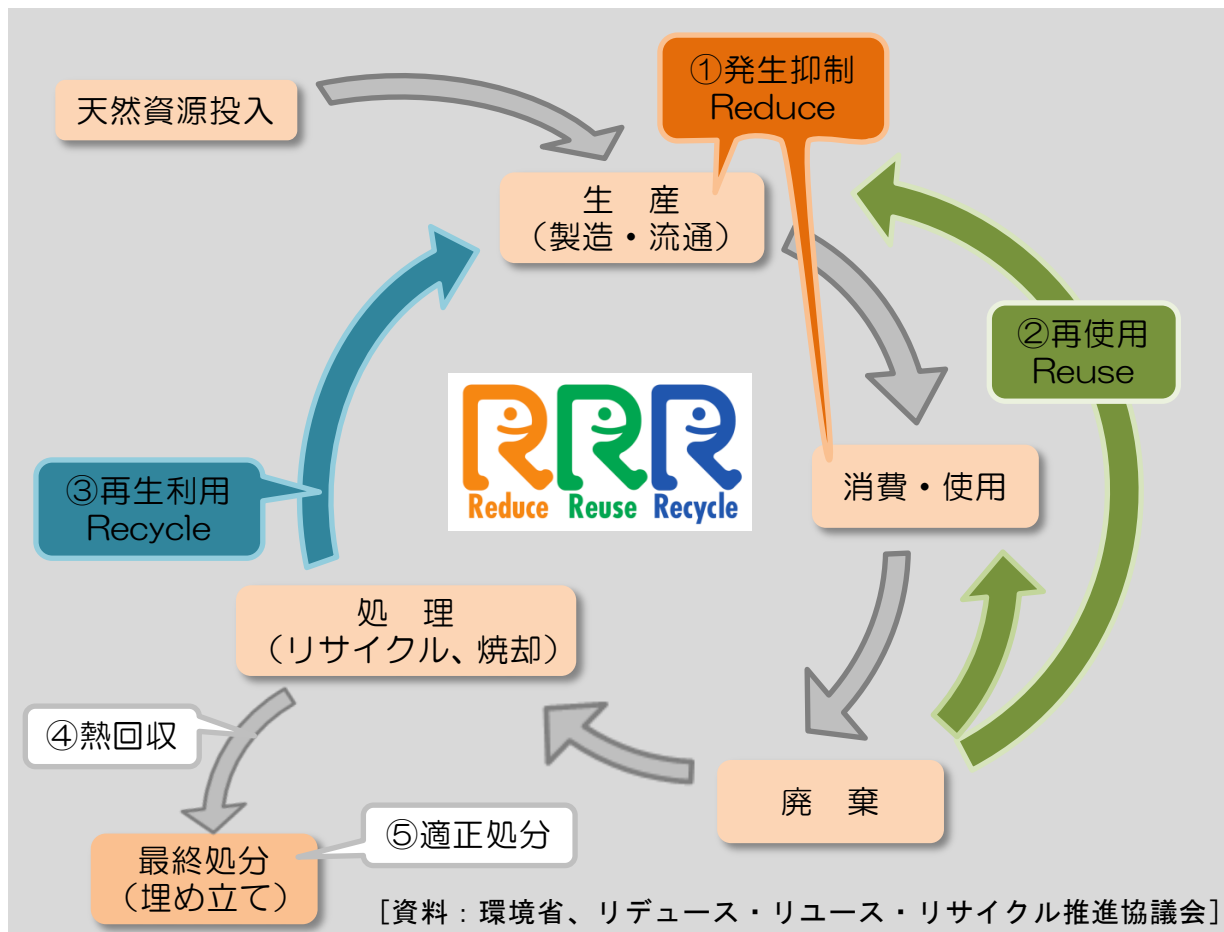


図 2-4-1 循環型社会の概念図

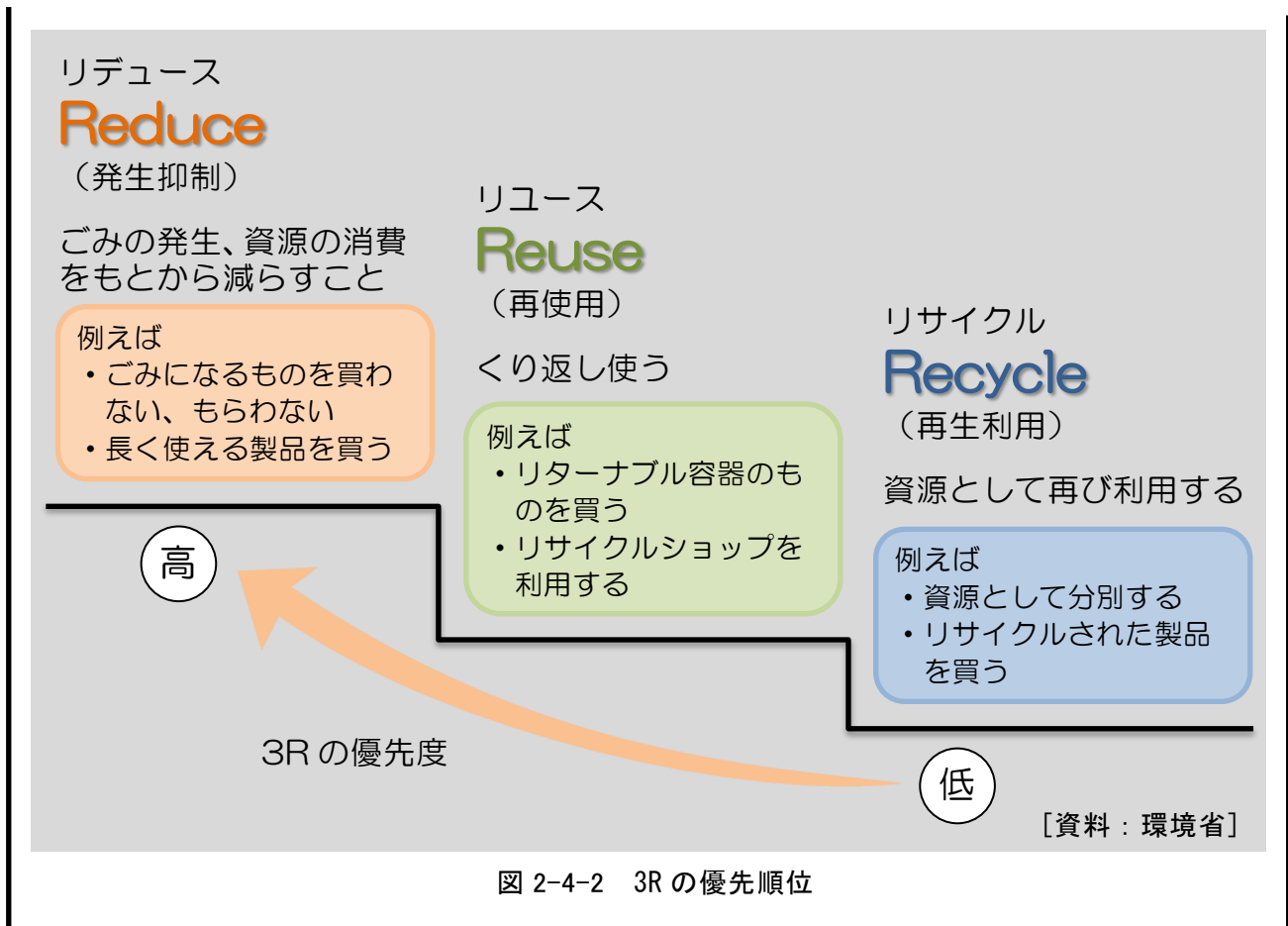


図 2-4-2 3Rの優先順位

世界の動向と国の取り組み

- ・2016（平成28）年5月に富山市で開催された「G7 富山環境大臣会合」で採択された「富山物質循環フレームワーク」では、世界共通のビジョンとして、天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源がライフサイクル全体に亘って効率的かつ持続的に使われる社会を実現することが示されました。
- ・資源効率性、3Rのための国内政策の具体例として、食品ロス・食品廃棄物の削減、食品廃棄物の効果的な再生利用やエネルギー源としての有効利用などの「食品ロス・食品廃棄物対策」が掲げられました。
- ・我が国では、2013（平成25）年5月に策定した「第三次循環型社会推進基本計画」において、「平成32年度までにごみ総排出量を平成12年度比で約25%削減、家庭系ごみ排出量を約25%削減、事業系ごみ排出量を約35%削減」を掲げ、循環型社会の構築を目指しています。また、循環の質にも着目し、リサイクルに比べて取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化を政策の柱としています。

コラム Re-Style

3Rや限りある資源の大切さを多くの方に知ってもらうため、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージに、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、その活動や取り組みの浸透を呼びかけています。

Re-Style

限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。

[資料：環境省 Re-Style]

本市の取り組み

- 2011（平成23）年11月に「ごみ減量・資源化指針2011」を策定し、ごみ焼却量を1997（平成9）年度のピーク時における15.6万tから10.0万t以下にすること、つまり、3分の1以上を削減することを目標として、取り組みを進めてきました。2017（平成29）年3月には指針の内容を見直し、更なるごみ減量・資源化に取り組んでいます。
- 市内50地区の自治会連合会が中心となって、紙類、古着類、カン・フライパン類、生きビン類、雑ビン類の資源分別回収を市民主体で実施しています。
- 市民が身近な場所で気軽に紙類を出せるように、自治会連合会管理による回収拠点として、「古紙回収用ボックス」を公民館等に設置しています。
- 家庭系普通ごみの組成では約3分の1を紙類が占めており、中でも「雑がみ」の占める割合が高いことから、雑がみの分別回収を促進するため、雑がみに対する意識の普及啓発やイベント等での回収を実施しています（写真2-4-1）。
- 家庭系普通ごみの約3分の1は生ごみです。食材は“使いキリ”、料理は“食べキリ”、生ごみを出すときは“水キリ”をする「3（さん）キリ」と、地球のことを考えて買い物・調理・片付けをすることで3Rに繋げる「3R（スリーアール）クッキング」を実践して生ごみの減量に取り組む「3・3（さん・さん）プロジェクト」を推進しています。
- 我が国では、年間約1,700万tの食品廃棄物が排出され、このうち、食べずに捨てられる食品ロスは約620万tと推計されています。本市では、料理の食べ残し削減に取り組む飲食店等を募集し、「食べキリ協力店」として登録することで、生ごみの減量に取り組んでいます（図2-4-3）。



写真 2-4-1 大学祭での雑がみ回収



図 2-4-3 食べキリ協力店登録証

コラム 3010（さんまるいちまる）運動

「3010 運動」は、長野県松本市等で行われている宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

本市では、3・3プロジェクトの中で、宴会等の最初と最後に「食べキリタイム」を設けることを推奨しています。



[資料：環境省 3010 運動啓発用三角柱 POP]

- ・地域や家庭、事業所でごみ減量に日常的に取り組むことができる具体的な活動、仕組みや啓発を「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動として展開しています（表 2-4-1）。

表 2-4-1 「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動

事業名	内 容
ごみ減量アイデアコンテストの実施	家庭や職場でできるごみ減量のアイデア等を市民から募集
ごみ減量サポーター・アドバイザー登録制度	ごみ減量・資源化に関し、助言・協力・情報提供できる市民等を募集し、登録
ごみ減量フォーラムの開催	ごみ減量に関する市民意識を高めるためのフォーラム
ごみ 1/3 減量大作戦コーナーの設置	市庁舎 1 階にリサイクルコーナーを設置し市民のごみ減量意識の醸成を図る
雑がみ回収プロジェクトの実施	雑がみ講座の開催や、イベント回収で雑がみの回収を実施
雑がみ集めてキャンペーンの実施	10～12 月を雑がみ回収の強化期間とし、市民に回収への取り組みを啓発
生ごみ減らしてキャンペーンの実施	3 キリ行動と3Rクッキングを併せて生ごみの減量を進める取り組みを啓発
夏休み自由研究応援事業	ごみの減量・資源化をテーマに夏休みの自由研究を行う子どもに助言等の支援を行う
食の循環学習事業	ダンボールコンポストの実施を通して、生ごみを資源化する仕組みを学習
食べキリ協力店募集事業	食べキリに関する取り組みを実施する飲食店等を募集し、登録

- ・レジ袋の削減や簡易包装への取り組み等を率先して行う市内の店舗（スーパー、百貨店、小売事業者等）と「エコ・アクションパートナー協定」を結び、容器包装廃棄物等の減量及び資源化を協働して推進しています。
- ・リユース品の利用を拡大するため、岐阜市まるごと環境フェアでのフリーマーケットの開催や、粗大ごみとして家庭から排出された家具や小物類の内“まだまだ使える”ものを抽選で市民に譲り渡す「まだまだ使える抽選会」を「岐阜市芥見リサイクルプラザ」で実施しています。
- ・事業系普通ごみの減量対策として、対象事業所を立入指導しているほか、ごみ減量意識を促すため、取り組みの進んでいない事業所を重点的に指導します。
- ・2022年に予定されている「岐阜市リサイクルセンター」の更新に合わせ、「プラスチック製容器包装」の分別収集を市内全域で実施することを方針決定しました。
- ・ごみ処理有料化制度の導入については、2012（平成 24）年 10 月に環境審議会から「ごみ減量効果が期待できることから、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」「方針を固める上で、市民の理解と協力を得るための意見交換を行うこと」「実施に当たっては、十分な周知期間の確保、社会経済状況等の状況に留意すること」と答申を受けました。一方、岐阜市議会平成 26 年第 1 回（3 月）定例会で「家庭ごみ無料収集の継続を要望する請願」が採択されたことから、まずはごみ減量・資源化の取り組みを精力的に実践しています。

(2) これまでの取り組みの成果

- 市政モニターやみんなの森ぎふメディアコスモス来館者等を対象に実施した環境に関する意識調査では、約4分の3の方がごみ減量・資源化に取り組むことは重要な課題であると回答しています。
- 2016（平成28）年度のごみ焼却量は約12.9万tで、中間目標である11.8万tには達しませんでした。1997（平成9）年度のピーク時から約2.7万t（17.3%、つまり、6分の1以上）が削減できています（図2-4-4）。

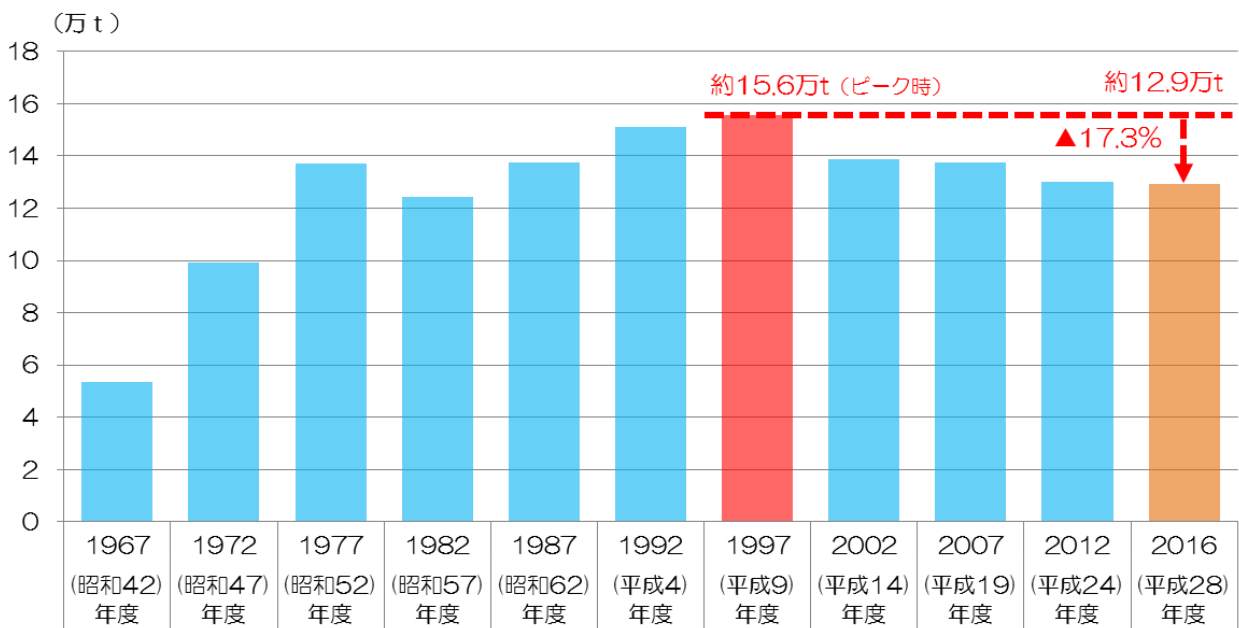


図2-4-4 本市のごみ焼却量の推移

- 2016（平成28）年度の資源ごみ等を含むごみ総排出量は約14.5万tで、2011（平成23）年度の約15.9万tから8.8%減少しています。ごみ質調査によると、家庭系普通ごみの30.5%（約2.4万t）を紙類が占めています。次いで、生ごみ類が28.8%（約2.3万）、プラスチック類が18.0%（約1.4万t）という組成となっています（図2-4-5）。
- 雑がみの回収量は、2011（平成23）年度には196tであったものが、2016（平成28）年度には573tと約3倍に増加しています。

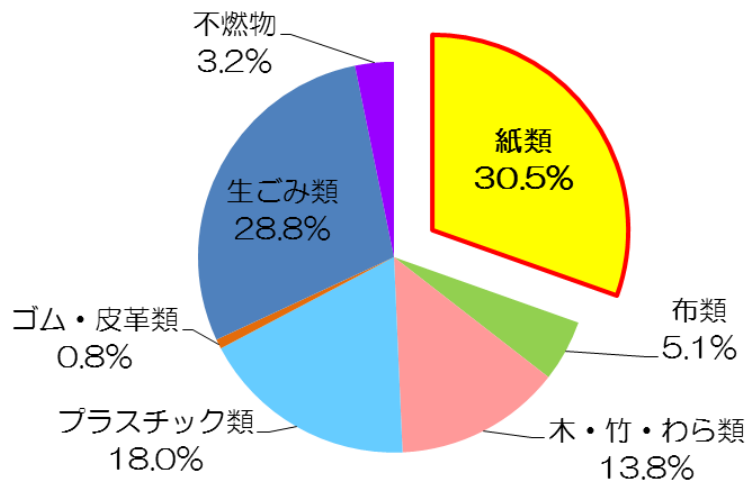


図2-4-5 家庭系普通ごみの組成

(3) 今後の課題

定性的な課題

- ごみの焼却量は減少しているものの、中間目標に達していないことから、更なるごみの発生抑制に取り組む動機付けとなる仕組みが必要です。
- 自治会連合会が主体となって資源分別回収を実施していますが、近年、自治会加入率の低下や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、資源分別回収による回収量は大きく減少しています。生活様式に応じた資源回収の仕組みの充実が必要です。
- レジ袋の有料化を実施したにも関わらず、有料化を中止する店舗が増加しています。レジ袋有料化参加店舗を増やすとともに、無料レジ袋を抵抗なく受け取る市民を減らすことが必要です。
- エコ・アクションパートナー協定締結店を増加させるため、協定締結の意義やメリットを事業者へ周知する必要があります。
- 民間事業者が独自に設置する古紙等回収ステーションと、自治会等が実施する資源分別回収を併せて多様な資源ごみを回収しやすい環境を整える必要があります。
- 環境に関する意識調査では、ごみ焼却量の削減が進まない理由として「市民（皆）の意識が低いから」「何をどのように取り組めばよいのか分からないから」という意見を多くいただきました。

定量的な課題

- 本市でごみとして排出される雑がみの量は、2016（平成28）年度実績で、約6,400tと推計しています。回収率は約8%であり、まだ相当量の雑がみが焼却処理されているため、これらを抜き出すことが必要です。
- 民間事業者が独自に設置する古紙等回収ステーションにより回収され、資源化される量を把握する必要があります。

コラム ダンボールコンポスト

「ダンボールコンポスト」は、ダンボール箱の中に基材を入れて、微生物の働きで生ごみを分解させ堆肥にする方法です。

手軽に、安価で、家庭の生ごみを処理でき、においも少ないことが特徴で、ダンボール1箱で約60kgの生ごみを処理できます。

作った堆肥は、各家庭で利用するほか、利用先のない家庭の余剰堆肥については、地域の学校や公民館などで活用する地域循環の仕組みづくりを進めています。



2 今後の主な対応策

- ごみ減量・資源化指針に掲げる「ごみ 1/3 減量大作戦 6 つの作戦」を推進します（図 2-4-6）。



図 2-4-6 ごみ 1/3 減量大作戦

- 作戦 1 多様な資源ごみ回収の仕組みをつくる
資源分別回収の回数や時間、回収方法を見直したり、回収場所や時間などの情報を入手しやすい仕組みを整備するなど、市民が参加しやすい資源分別回収の仕組みを構築します。
- 作戦 2 紙ごみを減らす
地域における紙類の回収拠点として古紙回収用ボックスの設置や、「雑がみ回収プロジェクト」などの雑がみの分別回収を促進する取り組みを通じて「日本一の雑がみリサイクルのまち」を目指します。
- 作戦 3 生ごみを減らす
「ダンボールコンポスト」や「生ごみ堆肥化推進事業」を活用し、“生ごみの地産地消”を推進するだけでなく、生ごみを出さない生活様式を普及するため、3・3プロジェクトによる生ごみ及び食品ロスの発生を抑制します。
- 作戦 4 プラスチックごみを減らす
リサイクルセンターの更新に合わせ、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装の分別収集を市内全域で開始します。

● 作戦5 事業系ごみを減らす

大規模及び中規模事業所への立入調査等による個別指導を強化します。また、食べキリ協力店を募集登録することで、飲食店や宿泊施設から排出される生ごみの減量を推進します。

● 作戦6 ごみ処理有料化制度の導入を検討する

作戦1から5の取り組みにより、ごみ減量効果がみられないと判断した際には、普通ごみの処理有料化に向けた検討を開始します。

＜有料化の判断基準＞毎年度のごみ削減量を点検し、2025年度に見込まれる一人あたりのごみ焼却量が中核市の平均レベルに達しないと判断した時点で、ごみ処理有料化に向けた検討を開始します。

3 指標と目標値

指標名	現況値 2016 (平成28)年度	目標値 (2022年度)	指標の見方
①ごみ焼却量	129,362t	116,000t	選別、粉碎処理後の可燃物、し尿処理後の残さの焼却等を含む
②エコ・アクションパートナー協定締結店舗数	46店	増加	エコ・アクションパートナー協定を締結した店舗数
③一人あたりの雑がみ回収量	1,387g/人	3,700g/人	年間の雑がみ回収量/人口
④ごみ減量に取り組む市民意識	64.3%	増加	環境に関するアンケート調査において、5段階評価※の「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答した人の合計の割合

※「いつもしている」「ときどきしている」「どちらでもない」「あまりしていない」「していない」の5段階で評価します。

コラム プラスチック製容器包装

プラスチックは軽くて丈夫で、安く加工でき、衛生面でも優れていることから、食品などを入れる「容器」や商品を包む「包装」素材として広く使われています。このような、プラスチック製の容器包装は、中身の商品を取り出すと同時に、ごみとして大量に排出されてしまいます。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるもので、プラスチック製容器包装識別表示マークが表示されています。

